

## 体育施設の有料化について

### 1 審議会の経緯として

- ・平成 25 年 4 月に、地区体育館の使用料を徴収するとの答申を行った。
- ・平成 25、26 年度は、スポーツ推進計画策定の審議を行った。（前計画は平成 24 年度までの計画であったため）
- ・平成 27 年度からは、地区体育館の有料化と、その他の体育施設における既存使用料の見直しをセットで審議する予定であったが、使用料見直しに対する市全体の方針が定まらなかった。このため、具体的な審議に至っていない。

### 2 使用料見直しに対する市方針が定まらなかった理由について

#### (1) 消費税の改正時期が延期されたため

- ・消費税 10%への改正に合わせて、使用料全体について見直しを行う予定であったが、税率改正（8% → 10%）が、平成 31 年 10 月（当初は平成 29 年 4 月）に延期されたことから、市の方針についても再調整を図ることとなった。

#### (2) 施設のあり方、使用料の見直しの根拠となる計画の策定が行われたため

- ・入間市公共施設等総合管理計画（平成 28 年 3 月）  
長期的視点から公共施設の統廃合、再整備、維持管理の適正化を促進する計画
- ・入間市行政改革大綱（平成 29 年 3 月 ※策定中）  
行財政運営の効率化に向けた基本的な方向性を定めた計画

#### (3) 使用料設定にかかる統一的な算出方法が決定されていないため

- ・これまで使用料の設定については、市内各施設の状況や近隣自治体の類似施設との比較を基本としてきており、算出の根拠が不明確となっていた。
- ・今後、市全体で統一的な対応が図れるように、算出根拠の整理や、使用料設定に向けた各種調整が進められる予定。（※例えば、下記の費用などを基に算出することを検討中。）
  - ①施設の整備に要した費用（当初の建設費、修繕費等）
  - ②施設の維持管理費（光熱水費、人件費等）

### 3 使用料の見直しの全体スケジュール（案）

平成 28 年度（現在）	使用料の見直し方針の検討、他自治体の調査
平成 29 年度	使用料の見直し方針を策定し、全庁（関係各課）に示す
平成 29 年度～ 平成 30 年度	使用料の見直し方針に基づき、全庁で使用料改定事務の実施 （※各審議会等での審議を含む）
平成 30 年度（9 月）	9 月議会において、各施設の使用料条例改正の審議
平成 30 年度（10 月）～ 平成 31 年度（9 月）	市民に使用料改正の周知
平成 31 年度（10 月）	消費税 10%に改正
平成 31 年度（10 月から）	施設毎に、改正後の使用料で予約受付開始
平成 32 年度（4 月）	使用料改正